

こんにちは！レンタカー協会ニュースレター第3号をお届けします。

今号では「車両の2週間ルール」と「国際免許証 B区分」に関する情報を特集します。

Topic 01 車両管理の基本！他管轄登録車両の“2週間ルール”にご注意ください

レンタカー車両を登録地ではない他地域で長期間使用している場合、「使用の本拠の位置」が変わったとみなされる可能性があることをご存じでしょうか？

このような場合は、道路運送車両法第十二条に基づき、所定の変更登録の手続きが必要になります。

2週間ルールとは？

道路運送車両法 第十二条（変更登録）

自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から十五日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

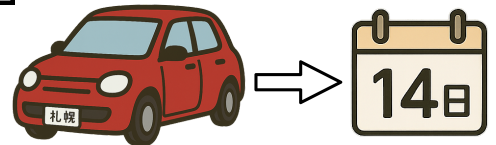
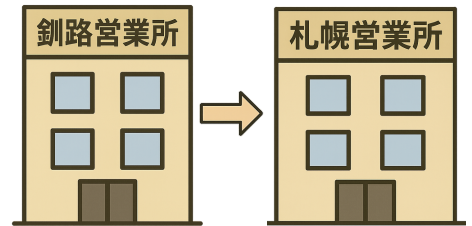
ただし、次条の規定による移転登録又は第十五条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

つまり、車両が2週間以上登録地を離れて使用されていると、実質的な「本拠地変更」とみなされ、法令違反となります！！

社内対応のお願い

- ・車両を別拠点で継続的に稼働させている場合
- ・リゾート地や観光地での長期貸出
- ・忙しさを忘れ忘れているケース

法令遵守の観点からも、原則として2週間以内に登録地へ車両を戻すことを習慣づけましょう。



Topic 02 【再確認】国際免許証の運転可能車両区分の確認を徹底しましょう！

訪日外国人によるレンタカー利用が増加するなか、国際運転免許証の「車両区分」の確認は、今後さらに重要になると考えられます。とくに「B区分」については、運転可能な車両の範囲を正しく理解しておくことで、貸し出し時の判断ミスを未然に防ぐことができます。

B区分とは？

「国際運転免許証（ジュネーブ条約型）」では、多くの場合、B区分（普通車）に許可スタンプが付与されていますが、このB区分には以下のような制限があります。

「乗用に供され、運転者席のほかに8人分を超えない座席を有する自動車…」

つまり、**最大乗車定員は9人まで（運転者を含む）の車両のみ運転が認められています。**

そのため、**10人乗りの車両（運転者を含む定員10人）をB区分で運転することはできず、違反に該当します。**

10人乗り車両の配車時は要注意！外国人運転者の確認を徹底

近年、ニセコ、富良野、トマムなど、道内各地のリゾート地では、訪日外国人観光客の増加に伴い、レンタカーの利用が急増しています。特に宿泊施設から10人乗りワゴンタイプ車両を送迎用として利用したいという依頼が増加している状況です。宿泊施設への車両貸渡しの際は、以下の点にご注意ください。

10人乗り車両を配車する場合、貸渡前に現地担当者へ次の事項を確認・指示してください。

- ・外国人が運転する予定がないかを確認する
- ・外国人が運転する場合は、必ず国際運転免許証を確認し、B区分にスタンプがある場合は10人乗り車両の運転ができないこと、9人乗り以下の車両でなければ運転できないことを現地担当者へ伝達・指示する

「現地スタッフに任せておけば大丈夫だろう」と見過ごされがちな部分ですが、法令違反のリスクに加え、事故発生時の保険適用外や会社責任問題にも直結します。必ず確実な対応を徹底していただきますようお願いいたします。

